

# 介護サービス情報の公表制度



介護サービスの  
事業所選びを支援します！



「介護サービス情報の公表」は都道府県または指定情報公表センターのインターネットホームページからご覧いただけます。

<http://www.kaken-shakyo.jp/kohyo/>

平成18年度からはじまった「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して、より適切に選ぶための情報をインターネットで提供する仕組みです。

制度施行3年目にあたる今年度は、次のような改正が実施されます。

## 1 公表対象サービスに介護予防などが追加されます

既存の12サービスに加え、短期入所、介護予防、地域密着型などの介護サービスが公表対象サービスに追加されます。

- 施設サービス** ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設  
・介護療養型医療施設
- 居宅サービス** **訪問** ・訪問介護 ・訪問入浴介護  
・訪問看護 ・訪問リハビリテーション
- 通所** ・通所介護 ・通所リハビリテーション
- 短期入所** ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護  
(介護老人保健施設・介護療養型医療施設)
- その他** ・特定施設入居者生活介護 (有料・軽費老人ホーム)  
・特定福祉用具販売 ・福祉用具貸与
- 地域密着型サービス** ・認知症対応型通所介護  
・地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料・軽費老人ホーム)  
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 介護予防サービス** **訪問** ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護  
・介護予防訪問看護  
・介護予防訪問リハビリテーション
- 通所** ・介護予防通所介護  
・介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所** ・介護予防短期入所生活介護  
・介護予防短期入所療養介護
- その他** ・介護予防特定施設入居者生活介護 (有料・軽費老人ホーム)  
・特定介護予防福祉用具販売  
・介護予防福祉用具貸与

**地域密着型介護予防サービス** ・介護予防認知症対応型通所介護

**居宅介護支援**

※平成21年度までに全介護サービスについて施行が予定されています。

## 2 公表手数料が改正されます

鹿児島県手数料徴収条例が改正され、「介護サービス情報の公表」制度において事業者が負担する公表手数料及び調査手数料が引き下げられました。

区分	平成20年度に公表対象となる介護サービスの種類※	事業者が負担する手数料(単位:円)		
		調査手数料	公表手数料	計
居宅系	①訪問介護、②訪問入浴介護 ③訪問看護、④通所介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥居宅介護支援 ⑦訪問リハビリテーション ⑧通所リハビリテーション	36,000	12,000	48,000
	⑨特定福祉用具販売 ⑩認知症対応型通所介護			
施設系	⑪介護老人福祉施設 ⑫介護老人保健施設 ⑬介護療養型医療施設 ⑭短期入所生活介護 ⑮特定施設入居者生活介護 ⑯地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑰地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	40,000	12,000	52,000

※調査・公表手数料について、本体サービスと同類型の予防サービス等複数のサービスを一体的に実施している事業所については、同一報告・同一調査となっているため、本体サービスに係る手数料のみとなります。同類型ではないサービスについては、サービスごとの手数料となります。

## 3 公表システムの仕様が変更されます

### ①検索しやすい仕様に変更されます。

全国から寄せられた改善要望をもとに、事業所情報を検索する「介護サービス情報公表システム」が、デザインの見直しや解説の追加等、検索しやすい仕様に変更されます。(5月下旬予定)

### ②事業者報告がWEBによる報告に変更されます。

事業者が公表情報を報告する際にExcel調査票を提出する報告から、webより直接情報を入力する報告方法に変更されます。

※詳細については、6月に実施予定の事業者向け説明会でお知らせいたします。



介護サービスの選択に！事業所のPRに！「介護サービス情報の公表」制度をご活用ください！

鹿児島県指定情報公表センター 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 利用支援センター

TEL099-257-5700